

令和7年度裾野市農業委員会1月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月13日(木) 午後3時30分から午後4時45分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏			東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

7	鈴木 知華						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	杉山 邦利	8	高草 富一
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和7年度裾野市農業委員会1月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、5番 杉山邦利委員、8番 高草富一委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第17号 農地法第18条第6項の規定による通
 知について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1～2

(議案朗読により説明)

- 議長 　ただ今の報第17号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。
- 議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　はい。報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

（議案朗読により説明）
- 議長 　ただ今の報第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）
- 議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　はい。議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）
- 議長 　続きまして、地区担当委員 8番 高草富一委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 　申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は103㎡で、地目は公簿、現況ともに畑です。
渡人は、令和5年6月に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理が難しいため、申請地に隣接する農地を所有する受人に相談したところ、受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。
受人は、25年ほど農業に従事しており、水稻や露地野菜などを栽培しています。申請地取得後の経営農地は約3,000㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術については問題ありません。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思えます。
ご審議のほどお願いします。
- 議長 　ただ今の議第29号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）
- 議長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第29号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は2筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は合計791㎡で、地目は公簿が田と畑、現況はともに休耕地です。
渡人は、平成29年7月に相続により申請地を取得しましたが、自身は高齢で離れたところに住んでいることもあり、管理ができないため、手放す検討をしていたところ、受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。
受人は勤め人で新規就農ですが、妻の父が専業農家のため、父に教わりながら夫婦で耕作に従事する計画です。申請地取得後の経営農地は791㎡です。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われまます。
ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第29号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第29号 番号2について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は533㎡で、地目は公簿、現況ともに畑です。
渡人は、平成4年11月に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理ができないため、手放す検討をしていたところ、隣地を所有している受人が譲り受けることで話がまとまり、申請に至りました。
受人は建設業のかたわら、農業にも47年間取り組んでおり、露地野菜や芝、銀杏などを栽培しております。申請地取得後の経営農地は約6,198㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思ひます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への影響は、特にないかと思ひれます。
ご審議のほどお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第29号 番号3について、質疑等がありましたらお願ひします。

杉山利博委員 　　現況が畑だが、写真を見ると畑では無いように見えるが。

事務局 　　休耕地に近いかもしれませんが、自分で農業をやるような場所を確保したいため、相当荒れていますが、農地として管理しますとのこと。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願ひします。
それでは質お諮りします。議第29号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 3番 勝又直美委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　　申請地は2筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は合計2,079㎡で、地目は公簿、現況ともに田です。
渡人は、令和3年2月に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理ができないため、売却を検討していたところ、隣地を所有している受人が、それなら譲り受けるとのことと話がまとまり、申請に至りました。
受人は父の跡を継ぎ農業に10年以上取り組んでおり、主に露地野菜を栽培しております。申請地取得後の経営農地は4,777㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思ひます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思ひれます。
ご審議のほどお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第29号 番号4について、質疑等がありましたらお願ひします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第29号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第29号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 申請地は5筆で、市街化調整区域内の青地及び白地農地です。
面積は合計3,237㎡で、地目は公簿が田と畑、現況はともに畑です。
渡人は、平成7年3月に相続により申請地を取得しましたが、市外に住んでいるこ
ともあり、自身では管理ができないため、手放す検討をしていたところ、受人が譲り
受けることで話がまとまり、申請に至りました。
受人は農業に従事しており、主に果樹(柿)の栽培をしております。申請地取得後
の経営農地は4,297㎡です。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われれます。
ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第29号 番号5について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 案内図を見ますと、細長く間が抜けていて変な形に見えるのですが。

事務局 縦に抜けているところは原野となっていて、また所有者も違うことからこのような
形になっています。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第29号 番号5について、本案を原案のとおり許可す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いし
ます。

地区担当委員 申請地の現況は休耕地となっています。
渡人は、平成29年に相続により申請地を取得しましたが、申請地から離れたとこ
ろに住んでおり、高齢のため、手放すことを検討していました。
受人は、現在市外のアパートに住んでおります。子供が生まれ、手狭になったこと

から住宅を検討しました。

今回、不動産会社を仲介して隣接地の宅地を購入しましたが、宅地だけでは駐車スペースを十分に確保できないことから、駐車場として利用するために売買することで話がまとまり、申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

場内には碎石を敷き、建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

周囲は北側が宅地、西側が道路、東側及び南側は農地に囲まれております。南側の農地との境にはコンクリートブロックを設置し、農地への流出を防止します。

雨水は自然浸透とし、その他の給水や排水の利用はありません。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の議第30号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員 　申請地の間に水路が通っていますが、水路について注意はされていますか。

事務局 　　特に水路についての話は聞いていませんが、今回指摘があったということを伝えて、下流の水田に影響がないように指導します。

議長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第30号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
こちらの案件は、農業委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これ

議長 　　に準じて、農業委員は、議案審議の間、一時退席願います。
(農業委員 退席)
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地の現況は畑となっています。
渡人は、それぞれ相続により申請地を取得しましたが、保全管理を行っておりました。

受人は、社会福祉法人で、8つの施設を運営しています。定員に近い状況になったため、施設の近隣で候補地を検討していました。

今回、受人が事業地を検討する中で渡人と売買することで合意ができたことから、

申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

市の土地利用事業承認を受けているなど、他法令による許可を受けるための手続きが進められており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地は、北側・東側は道路、西側は農地、南側は宅地に接しています。

西側の隣接農地の営農に支障がないように設計し、所有者には事業説明を行い了承を得ています。

排水計画については、雨水は敷地内雨水を集水し、東側道路側溝に放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、東側道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 　　ただ今の議第30号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山利博委員 　　合併浄化槽の排水が東側道路側溝に放流となっているが、これだけ大きな施設だが、大丈夫か。

事務局 　　建設部局、水道部局とも検討されたうえで、土地利用承認が出ています。

市川光一委員 　　調整池はどこにありますか。

事務局 　　敷地の地下にあります。

議長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第30号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。

(農業委員 入室)

次に、議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第30号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　　続きまして、地区担当委員 10番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地の現況は畑となっています。

借人は、貸人の娘夫婦であり、市外の賃貸アパートで暮らしています。

将来的に必要な本家の世話や安定した住居を構えるため、住宅の建築を計画し、貸人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。

貸人は、複数農地を所有していますが、近隣住人の意向や借人の生活の利便性を考慮し、申請地を貸すことで話がまとまったので、申請に至ったものです。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は赤道、東・南側は田、西側は道路に面しています。

宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して西側道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

議長 ただ今の議第30号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

飯塚邦彦委員 排水について聞きたい。現状は土なので浸透すると思うが、今後コンクリートやアスファルトなどを敷くと南側の方へ流れる心配があると思うが。

事務局 下流の水田に支障が出ないよう指導します。

議長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第30号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1

利用権設定地は、市街化調整区域内の青地農地で、地目は公簿現況ともに田です。面積は2,495㎡です。

貸人は平成26年に相続し、水稻の作付け、保全管理をしている状態です。

借人は約8,000㎡の圃場で、露地野菜等を栽培しています。営農は甥と2人で行っており、申請地付近でも農地を借りています。

貸人は管理に限界があり、借人に賃借について相談したところ、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

農地は効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。貸付期間は3年間で、使用賃借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議長 次に、議第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2

利用権設定地は2筆とも農振農用区域の農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。

面積は、1筆が一部の面積の利用権設定となりますが、合計で2,990㎡です。

貸人は令和4年に相続により農地を取得しましたが、自身では管理ができないため、同じ地区内の認定農業者である借人に、引き続き農地中間管理事業を活用し利用

権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は認定農業者であり、経営農地は約4.1haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご質問がありましたらお願いします。

議 長

ただ今の議第31号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

岡田廣正会長

貸付期間について聞きたい。貸付期間が短いと耕作に支障が出ないか。

事務局

基本は10年だが、所有者の意向により今回の期間となりました。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではご了承いただきたいと思います。

ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会1月総会を閉会します。

令和8年1月13日（会議録署名人）

5番署名人 杉山 邦利

8番署名人 高草 富一